

事例で学ぶ 事業承継アドバイスの進め方とポイント

ここでは、事業承継の事例の流れに沿って、円滑に後継者にバトンタッチを実現するための提案のポイントについて解説する。

小峰 俊雄 中小企業診断士 1級FP技能士

親族に継がせたいが、資金準備に不安がある場合
**経営承継円滑化法を使った
 納税猶予制度の活用を提案**



1 相談企業の概要

東京都内にあるA社は、家庭用プロパンガス等の燃料販売会社である。いまのY社長（65歳）が創業して30年になるが、会社は順調に成長し、従業員は12名、売上高も年商7億円と業容を拡大。利益も毎期計上している優良企業だ。

社長には二人の息子がいるが、次男が医者として独立しているため、次期後継者は長男と決めている。長男（35歳）は大学卒業後、大手企業で将来の後継者として修業。5年前にその会社を辞め、現在専務として父親の仕事を手伝っている。

社長は1年前に体調を崩し入院したこともあり、将来の事業承継

2 対策のポイント&サポートの流れ

ことを考え、いまのうちに長男へ会社経営をバトンタッチしたいと考えている。しかし、長男には会社の自社株を購入するだけの買収資金がない。株主構成は社長が80%となっている（図表1）。そこでY社長は、日頃から事業承継の提案に熱心な取引金融機関B行へ、今後の対策について相談することにした。

事業承継対策は大きく3ステップで進めていくことになる（図表2）。ここで大切なことは、まずステップ1として企業の現在の自社株評価額がいくらかを把握することだ。

ば、2次相続を踏まえた相続対策を検討することも重要である。Y社長の相続人は妻と二人の子どもであり、相続財産は図表4のとおり。財産の多くが自社株といった典型的な中小企業オーナーの資産構成であることが分かった。

図表5のように自社株の移転対策には5通りある。顧問税理士と連携し対策を検討した結果、長男には自社株の購入資金がないこと

から、自社株の生前贈与のために中小企業経営承継円滑化法を使った「非上場株式等の贈与納税猶予制度」を活用することを提案した（図表6）。

もちろん、提案にあたってはA社自体・後継者である受贈者・先代経営者である贈与者などが、納税猶予制度の利用要件をクリアしていることもチェックした。社長が退任することにより役員

退職金を1億円支給すると、自社株評価額が5075円に引き下げられるので、評価額が下がったところで贈与することにした。贈与税の納税猶予額は、発行済み株数の3分の2の4万株が限度（相続税の猶予制度の場合はその80%が納税猶予の限度）のため、社長が退任し長男を後継者にしたのち、社長の持ち株のうち4万株を贈与税の納税猶予特例を使って

一括贈与することにした。

図表7のとおり、贈与税の納税猶予額は10億4645万円となった。贈与税の納税猶予特例を使った後のA社の株主構成は図表8のようになつた。ただし、A社は贈与を受けた年の翌年1月15日までに所定の申請書を経済産業大臣に提出し、認定の申請をしなければならぬ。もちろん、この認定支援についてもB行は親身にサポートを行った。

ちなみに、引き続き特例の適用を受けると、5年間は毎年、5年経過後は3年ごとに継続届出書を所轄税務署に申請する必要がある。

3 提案成功のポイント

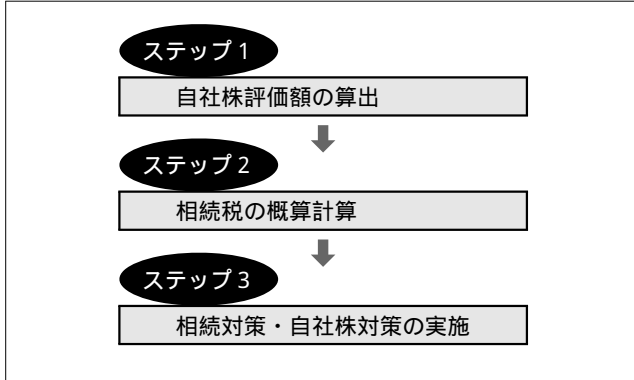
A社のような同族企業の場合、経営に集中するあまり、自社株の評価額がいくらになっているかについてはほとんど関心がない。しかし、業績の良い会社ほど土地等の含み資産も多く、A社のように自社株評価額が簿価の10倍以上となっていることも珍しくない。

図表1 自社株の株主構成

	持株数	持株割合
Y社長	4万8,000株	80%
社長の妻	1万2,000株	20%
合計	6万株	100%

簿価1株500円

図表2 事業承継対策のアプローチ



図表3 A社の自社株評価額

原則的評価額	$4,000円 \times 0.75 + 1万円 \times 0.25 = 5,500円$
純資産価額	1万円
配当還元価格	500円

図表4 Y社長の所有資産

現金預金	3,000万円	6%
自宅土地建物	1億5,000万円	31%
自社株	2億6,400万円	55%
生命保険	3,600万円	8%
合計	4億8,000万円	100%